

「ねんきん特別便」の確認等の推進に関する今後の行動計画（厚生労働省） 《概要》

年金記録問題への対応について、厚生労働省は、「年金記録問題についての今後の対応に関する工程表」等に基づき、今後とも着実に取組を進めることとしており、本年4月からは、3月までにお送りした方以外のすべての年金受給者・現役加入者に「ねんきん特別便」をお送りし、お一人お一人にご自身の年金記録を確認していただくことにしている。

こうした取組を進めるに当たって、省を挙げて、介護・福祉関係者、事業主等幅広い方々の御協力を得ることにより、その円滑な実施に取り組むこととしたところであり、これら関係者の方々に御協力をお願いし、国民お一人お一人による年金記録の確認と回答を推進する。

1 年金受給者の確認等の推進

社会福祉・高齢者関係団体、介護・医療関係団体、障害者関係団体等に対して、各団体の状況に応じ、主として以下の内容についての協力を依頼。

(1) 広報資料の掲載等を通じた周知・広報

- ① 広報資料の広報誌やHPへの掲載、職員等関係者への配布等。
- ② 広報資料の配布、掲示等を通じて、以下の内容について周知等を行っていただくこと。
 - ア 「ねんきん特別便」が送付されたら、年金加入記録に漏れや間違いがないか十分に確認の上、社会保険庁に回答していただく必要があること
 - イ 住所や氏名の変更手続が済んでいない場合は、速やかに手続をとっていただく必要があること
 - ウ 平成8年12月以前に旧姓で年金に加入していた方は、以前の記録が統合されていないことがあるため、記録を確認していただきたいこと
 - エ 不明の点等があれば「ねんきん特別便専用ダイヤル」又は最寄りの社会保険事務所等に問い合わせいただきたいこと

(2) 高齢者、障害者の方々等への周知・呼びかけ

- ① 民生委員による、高齢者等が社会保険事務所等への手続や問い合わせ等を行ったかの呼びかけ、地域で開催される「ねんきん特別便」に関する説明会、相談会についての高齢者等への情報提供。
- ② 在宅障害者の方々に対しては、当事者団体を通じて周知・広報を実施していただくよう依頼。その際、特に次の点についても依頼。
 - ア 視覚障害者の方々に対しては、可能な限り音声や点字により広く周知・広報を実施する。なお、「内容を確認するに当たり支援が必要な方は、必ず一度、「ねんきん特別便専用ダイヤル」又は最寄りの社会保険事務所

へお問い合わせください」との点を伝える。

イ 聴覚障害者の方々に対しては、「コミュニケーション支援が必要な方は、事前にその旨ファクシミリ等により最寄りの社会保険事務所にお問い合わせください」との点を伝える。

ウ 知的障害者の方々に対しては、家族など支援者を含めて幅広く周知・広報を実施する。

③ 施設に入所している障害者の方々に対しては、事業者団体を通じて、会員施設の入所者に対する周知・広報を実施。

(3) 必要に応じた説明会・相談会の実施

必要に応じて、社会保険事務所職員の派遣を要請し、都道府県や市町村の社会福祉協議会、老人クラブ、シルバー人材センター等が開催する会合等で「ねんきん特別便」に関する説明会、相談会の実施。

2 現役加入者の確認等の推進

業種別団体、生協、労働組合、医療保険の各保険者、独立行政法人・公益法人等、幅広い団体に対して、各団体の状況に応じ、主として以下の内容についての協力を依頼。

(1) 広報資料の掲載等を通じた周知・広報

① 広報資料の広報誌やHPへの掲載、職員等関係者への配布等。

② 広報資料の配布、掲示等を通じて、以下の内容について周知等を行っていただくこと。

ア 「ねんきん特別便」が送付されたら、年金加入記録に漏れや間違いがないか十分に確認の上、社会保険庁に回答していただく必要があること

イ 住所や氏名の変更手続が済んでいない場合は、速やかに手続をとっていただく必要があること

ウ 平成8年12月以前に旧姓で年金に加入していた方は、以前の記録が統合されていないことがあるため、記録を確認していただきたいこと

エ 不明の点等があれば「ねんきん特別便専用ダイヤル」又は最寄りの社会保険事務所等に問い合わせいただきたいこと

3 関係団体等との連携

「ねんきん特別便」の円滑な実施を図るため、福祉関係団体、経済団体等の代表からなる「受給者特別便実施円滑化推進会議」、「加入者特別便実施円滑化推進会議」を設置するとともに、都道府県ごとに「地方ねんきん特別便実施円滑化推進会議」を設置。幅広い関係者の連携・協力の下、国民運動としての取組を展開。